

7月27日・8月6日の豪雨に伴う、 農地災害復旧工事分担金の減免について

1 災害の概要及び発生後の経緯

- ① 令和4年7月27日及び8月6日の豪雨は、戸隠・鬼無里・信州新町・中条地区において、河川の氾濫等により多くの農地、農業用施設に被害をもたらした。



※写真 中条地区土尻川隣接
農地の被害状況

②災害発生状況と9月補正予算

発生日	農地	農道	用水路	計	復旧事業費	分担金10%
7月27日	29箇所	1箇所	5箇所	35箇所	50,050千円	3,955千円
8月6日	53箇所	6箇所	11箇所	70箇所	87,500千円	4,700千円
計	82箇所	7箇所	16箇所	105箇所	137,550千円	8,655千円

- ③ 9/29 4地区（戸隠・鬼無里・信州新町・中条）の住民自治協議会が
 農業者の負担撤廃などを市長に要望
- ④ 9/30 8/1から8/22の豪雨による災害を、激甚災害に指定する政令
 を閣議決定（10月5日公布・施行）
- ⑤ 激甚災害の指定により、国庫事業の災害復旧の補助率が嵩上げ
 （過去5年平均では10%程度）の見込み

以上を踏まえ、今回の災害では農業者の分担金を減免したい

2 受益者分担金の減免内容

(1) 対象範囲

7/27及び8/6の集中豪雨で被災した4地区（戸隠・鬼無里・信州新町・中条）の農地

(2) 対象事業

ア 公共施設（河川、農道、水路等）を起因とした農地災害の復旧

イ ア以外の農地災害の復旧

(3) 減免内容

- ①7/27の災害も、8/6の災害（激甚指定）と合わせて減免対象にする
- ②農地復旧費に係る受益者分担金率を下表のとおり減免する

農地災害の区分	従前の率 → 減免後の率	備考
(1)公共施設が起因の農地災害	10% → 全額減免	過去も適用
(2)上記以外の農地災害	10% → 3%	R元は0%

※地区の要望は負担撤廃だが、事業を営む私有財産を公費で復旧する以上は自己負担が必要と判断し、最小限度の負担を求めるもの。

3 減免理由

2 - (3) - ①について

7/27の災害と8/6の災害（激甚）は、

- ・発生日が近接している
- ・地区によっては両日の災害が混在している ことから一連の災害と捉える。

2 - (3) - ②について

小規模農家が多い中山間地域では分担金率を軽減しないと復旧を断念する者が続出し、耕作放棄地の増加と、ひいては地域の衰退に繋がる。

上記により「長野市土地改良事業分担金等徴収条例」の第5条「市長は、特に必要があると認めるときは、減免することができる」を適用

【参考：9月議会補正額と減免後の比較】

分担金率	財源内訳				
	事業費	県支出金	分担金	市債	一般財源
① 9月補正	137,550千円	40,375千円	8,655千円	24,000千円	64,520千円
② 減免後	137,550千円	55,300千円	3,228千円	11,925千円	67,097千円
差 額	—	14,925千円	-5,427千円	-12,075千円	2,577千円